

○匝瑳市意思疎通支援事業実施規則

平成18年9月29日

規則第206号

改正 平成20年7月29日規則第46号

平成22年6月21日規則第34号

平成25年3月22日規則第14号

平成26年4月25日規則第17号

平成28年3月31日規則第50号

平成28年11月21日規則第78号

令和3年6月30日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、匝瑳市が行う地域生活支援事業のうち、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある聴覚等障害者に対し、手話通訳者及び要約筆記者（以下「意思疎通支援者」という。）の派遣を行う匝瑳市意思疎通支援事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 聴覚等障害者 法第4条第1項に規定する障害者で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けたもの（当該障害者に係る障害が、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める聴覚障害又は音声機能若しくは言語機能に障害を有するものに限る。）をいう。

(2) 手話通訳者 手話により聴覚等障害者と聴覚等障害者以外の者の意思疎通を仲介する者であって、次のアからウまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 手話通訳士 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年厚生労働省令第96号）に基づき実施する手話通訳技能認定試験に合格し、手話通訳士として登録した者をいう。

イ 手話通訳者 都道府県の実施する手話通訳者認定試験に合格し、手話通訳者として登録した者をいう。

ウ 手話奉仕員 都道府県及び市町村で実施する手話奉仕員養成事業の履修をし、当該都道府県及び市町村が手話奉仕員として登録した者をいう。

(3) 要約筆記者 要約筆記により聴覚等障害者と聴覚等障害者以外の者の意思疎通を仲介する者であって、都道府県の実施する要約筆記認定試験に合格し、当該都道府県が要約筆記者として登録したものをいう。

(事業の実施主体)

第3条 事業の実施主体は、匝瑳市とする。ただし、事業の一部を社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会（以下「協会」という。）に委託して実施することができる。

(派遣対象者)

第4条 意思疎通支援者の派遣を受けることができる者は、匝瑳市の区域内に居住地を有する聴覚等障害者で、意思疎通支援者がいなければ、他の者との円滑な意思の疎通を図ることが困難なものとする。

(派遣申請及び決定等)

第5条 意思疎通支援者の派遣を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ意思疎通支援者派遣申請書（第1号様式）を当該派遣を受けようとする7日前までに市長に提出しなければならない。ただし、緊急時その他市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、意思疎通支援者の派遣の可否を決定し、その結果を意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(派遣内容等)

第6条 意思疎通支援者の派遣時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 市長は、当該派遣の対象となる活動が派遣対象者の地域における自立した日常生活及び社会参加に限り、意思疎通支援者を派遣するものとし、当該派遣の対象となる活動が次の各号のいずれかに該当する場合は、意思疎通支援者を派遣しない。

- (1) 専ら営利を目的とするもの
- (2) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とするもの
- (3) 通勤、通学その他の通年かつ長期にわたるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、意思疎通支援者を派遣することが適当でないと市長が認めたもの

(派遣区域)

第7条 意思疎通支援者を派遣する区域は、千葉県の区域とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(費用)

第8条 意思疎通支援者の派遣に要する費用は、無料とする。ただし、意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費、その他これらに類する費用は申請者が負担しなければならない。

(派遣の停止等)

第9条 市長は、申請者が虚偽の申請により意思疎通支援者の派遣の決定を受けたときは、意思疎通支援者の派遣を停止し、又は意思疎通支援者の派遣に係る費用の全部若しくは一部の負担を命ずることができる。

(報告)

第10条 第3条の規定により事業の委託を受けた協会は、意思疎通支援者派遣事業実施報告書(第3号様式)を月ごとに作成し、市長に報告するものとする。

(その他)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年7月29日規則第46号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成22年6月21日規則第34号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この規則による改正前の規則の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成25年3月22日規則第14号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月25日規則第17号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、改正前の第1号様式から第3号様式までの規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第50号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2号様式の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に匝瑳市長が行う処分について適用し、施行日前に匝瑳市長が行った処分については、なお従前の例による。

附 則（平成28年11月21日規則第78号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月30日規則第18号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この規則による改正前の規則の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式(第5条関係)

意思疎通支援者派遣申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 居住地
氏 名
電 話

下記のとおり、意思疎通支援者(手話通訳者・要約筆記者)の派遣について、匝瑳市意思疎通支援事業実施規則第5条第1項の規定により申請します。

記

派遣対象者名		生年月日	年 月 日
居 住 地		ファックス	
派 遣 日 時	年 月 日 時 分～ 時 分		
派 遣 要 件			
派 遣 先		待合わせ場所 時間 _____ 時 _____ 分	
交 通 手 段	-----		
備 考			

備考 申請者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

第2号様式(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

匝瑳市長



意思疎通支援者派遣決定(却下)通知書

年 月 日付けをもって申請のあった意思疎通支援者(手話通訳者・要約筆記者)の派遣については、下記のとおり決定(却下)したので、意思疎通支援事業実施規則第5条第2項の規定により通知します。

記

1 派遣します。

派遣対象者名	
派遣日時	年 月 日 時 分～ 時 分
派遣先	
派遣要件	

2 却下します。

理由

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、匝瑳市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、匝瑳市を被告として(訴訟において匝瑳市を代表する者は匝瑳市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第3号様式(第10条関係)

意思疎通支援者派遣事業実施報告書

月分

No.	派遣対象者名	日	時	稼働時間	内 容	派 遣 者 名			
1		/ /	: ~ :						
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

第 1 号様式 (第 5 条関係)

第 2 号様式 (第 5 条関係)

第 3 号様式 (第 1 0 条関係)